

## 意見招請回答

## (業務名称) 2024-2026年度機材調達に係る仕様書作成・入札支援業務

(公告/公示日：2023年12月12日/調達管理番号：23a00828)についての意見・質問への回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 2	3. 意見書の提出方法(2)追加提案の受付について	使用者が参考銘柄情報シートを作成する際の事前相談や方針検討についてのアドバイサー業務を提案させていただきます。プロジェクト関係者と使用者が、同シートを作成する際の打ち合わせ等に参加し、同シートの位置づけや作成方法を説明することで、精度の高いシートの作成が可能と考えます。発注者と使用者間の書類の手戻りの減少に寄与し、受注者が仕様書を作成するにあたり、不足している情報を使用者に確認する作業も減ることが想定され、仕様書作成期間の短縮にもつながると考えます。	ご意見いただきましてありがとうございます。ご提案を入札公告に向けて検討させていただきます。
2	P. 8	4. 業務内容(2)仕様書作成業務	「業務実施業務受注コンサルタントの業務内容に公示を前提とした仕様書作成業務が含まれている場合、当該コンサルタント契約が終了している場合等を除き、原則として本契約の業務対象としない。」とありますが、原則どおり、コンサルタント契約が終了していない場合は、いずれの案件も業務対象外になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり原則業務対象外となります。
3	P. 10	4. 業務内容(2)仕様書作成業務 4) 仕様書作成に係るアドバイス	「仕様書作成を業務内容に含む業務実施契約受注コンサルタント等が作成した仕様書については、原則として本契約の業務対象としない。」ありますが、上記同様、原則どおり、コンサルタント契約が終了していない場合は、いずれの案件も業務対象外になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり原則業務対象外となります。ただし、仕様書作成を業務内容に含む業務実施契約受注コンサルタント等が作成した仕様書について本案件の受注者にアドバイスを求めることがあります。
4	P. 10	4. 業務内容(2)仕様書作成業務 5) 調達機材総括表の作成①	「各アイテムの各参考銘柄の価格を記載した機材仕様明細書(価格入り)を作成する。」とありますが、機材仕様明細書(価格入り)の提出は必要でしょうか。	「調達機材総括表」に各アイテムの価格の記載が必要ですが、機材仕様明細書に価格の記載は不要です。
5	P. 12	4. 業務内容(3)入札等支援業務 3) 契約書附属書「内訳明細書」の審査	「機材仕様明細書の仕様及び数量等と合致しているかどうか確認のうえ」とありますが、金額の確認は必要でしょうか。	価格の確認は不要です。
6	P. 12	4. 業務内容(3)入札等支援業務 4) 立会検査	立会検査の報告について、「発注日の翌日から2営業日以内に発注者に報告する」とありますが、「検査日の翌日から2営業日以内に発注者に報告する」としていただけないでしょうか。	ご意見いただきましてありがとうございます。ご提案を入札公告に向けて検討させていただきます。
7	P. 12	4. 業務内容(3)入札等支援業務 4) 立会検査	「海外での立会検査はオンライン検査とする。」とありますが、国内の場合でもオンライン検査は認められるのでしょうか。	ご意見いただきましてありがとうございます。ご提案を入札公告に向けて検討させていただきます。
8	P. 12	4. 業務内容(3)入札等支援業務 4) 立会検査⑦	供与主体の明示用ステッカーの他に、貴機構からの指示により、必要に応じQRコードを貼付けると理解しておりますが、この作業は機材調達契約の受注者様の責務と理解してよろしいでしょうか。	原則機材調達契約の受注者の責務となります。
9	P. 12	4. 業務内容(3)入札等支援業務 4) 立会検査⑫	「検査が複数場所・複数日に及ぶ場合でも、回数に影響を与えない。」とありますが、複数場所・複数日に及ぶ場合(ただし、保留の状態から検査が実施・継続できない要因が解消された後の合格または不合格判定を行うことを除く)は、検査「1回」あたりでカウントしていただけないでしょうか。	検査1回としてカウントさせていただきます。
10	P. 15	5. 成果品	個別に提出する成果品の他に、四半期毎に成果品を提出する必要はあるでしょうか。	都度提出いただく案件毎の成果品を四半期毎の精算時に再提出は不要です。ただし、四半期報告書及び精算報告書の提出が必要となります。
11	P. 15	5. 成果品(2)仕様書作成業務	1)~9)の各書類について、電子データ以外に印刷1部を提出する必要はあるでしょうか。	1)~9)の各書類について、電子データ以外の提出は必要ございません。入札公告時に変更させていただきます。
12	P. 16	5. 成果品(2)仕様書作成業務 9)②	機材仕様明細書(和文)参考銘柄の価格記載(印刷1部、電子データExcel版1部)の提出は必要でしょうか(通番4と同じ)。	回答No.4のとおりです。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
13	P. 17	5. 成果品 (6)四半期報告書 2)	「上記6. 成果品の当該四半期分（都度提出分も含む）」とありますが、案件毎にすでに提出済みの成果品を改めて四半期分として提出する必要があるでしょうか。	回答No. 10のとおりです。
14	P. 19	積算様式 (1)情報収集業務	ア. 機材の用途の確認、エ. 輸出規制該非予備審査、オ. 輸送可否等に関する情報の確認は緊急調達案件の対象となっておりますが、不要でしょうか。輸出規制該非予備審査については、調査対象となったケースがあります。	ご理解のとおり以下業務は緊急調達案件の対象外とします。 ア. 機材の用途の確認、エ. 輸出規制該非予備審査、オ. 輸送可否等に関する情報の確認
15	P. 23	評価表 1. 社としての経験・能力等 (1)類似業務の経験	過去10年までの類似案件の件数について、様式1(その1)を鑑み、20件と考えてよいでしょうか。	評価表のとおり類似業務の件数は5件といたします。
16	P. 25	別紙3 経費に係る留意点 1. 経費の積算に係る留意点(1) 経費の費目構成 2)直接経費 (ア)	立会検査時交通費（成田空港倉庫）について、発注者と受注者の両者にて金額を決定するとありますが、機材納入先倉庫は複数あると考えます。その場合の単価はどのように決める想定でしょうか。	継続して立会検査を実施する倉庫への交通費は二者にて金額を検討しますが、その他の倉庫への交通費は証憑書類に基づき精算いたします。
17			以下に意見招請実施要領と別紙1の業務（タイトル）不整合を列記します。整合をさせて頂きたく宜しくお願い致します。	ご意見いただきましてありがとうございます。本公告の際に文言を統一し、公告させていただきます。
		意見招請実施要領	別紙 1	
	P7 4)	安全保障輸出管理該非判定（予備審査）	(1)エ. 輸出規制該非予備審査	
	P10 5)	調達機材総括表の作成（参考積算）	(2)オ. 予定価格作成のための参考積算	
	P11 2)	業務内容説明会（もしくは現場説明会）等への参加・支援・助言	(3)イ. 入札説明会等への参加・支援・助言	
P11 3)	契約書附属書「内訳明細書」の審査	(3)ウ. 契約書に添付する機材内訳書の審査		